

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ コ ノ ス
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 長 谷 川 勝 也
 (コード番号:3136 札証アンビシヤス)
 問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 新 行 内 宏 之
 (TEL : 011-875-1996)

社外取締役及び社外監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、社外取締役及び社外監査役の候補者を決定し、平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 43 期定時株主総会にその選任を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役候補者の選任

(1) 新任社外取締役候補者の氏名及び略歴

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
てらだ まさと 寺田 昌人 (昭和 38 年 9 月 6 日生)	平成 3 年 10 月 KPMG センチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成 13 年 10 月 株式会社 KPMG FAS 転籍 平成 24 年 9 月 寺田公認会計士事務所設立 代表(現任) 平成 26 年 6 月 当社社外監査役(現任) 平成 28 年 4 月 税理士法人知野・寺田会計事務所 代表社員(現任)	—

- (注) 1. 寺田昌人氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 寺田昌人氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に定める社外取締役候補者であります。また、同氏が取締役に就任した場合は、札幌証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
 3. 当社は、寺田昌人氏との間で、社外監査役として会社法 427 条第 1 項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、240 万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。同氏が社外取締役に選任された場合には、同氏との間で、社外取締役として新たに同様の契約を締結する予定であります。
 4. 寺田昌人氏は、現在当社の社外監査役であります。本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任する予定であります。同氏の監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって 4 年であります。

(2) 選任の理由

寺田昌人氏は公認会計士としての専門的見地や経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経験を当社の経営に活用することで、当社のコーポレート・ガバナンスをさらに充実したものにすることが可能であると判断し、社外取締役候補者として選任いたしました。

2. 社外監査役候補者の選任

(1) 新任社外監査役候補者の氏名及び略歴

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
いしかわ のぶゆき 石川 信行 (昭和 43 年 3 月 26 日)	平成 5 年 10 月 朝日監査法人(現あずさ監査法人)入所 平成 9 年 8 月 石川公認会計士事務所設立 代表(現任) 平成 17 年 4 月 北海道大学会計専門職大学院 実務家教員 平成 26 年 6 月 日本公認会計士協会北海道会 副会長(現任)	—

- (注) 1. 石川信行氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 石川信行氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 8 号に定める社外監査役候補者であります。また、同氏が監査役に就任した場合は、札幌証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
 3. 石川信行氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第 427 条第 1 項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、240 万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(2) 選任の理由

石川信行氏は、公認会計士としての高い専門性とともに経営者としての知識及び経験を有することから、独立した客観的な視点より経営及び業務執行に対する監査を行う監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任いたしました。

以上